

平成 27 年 12 月 1 日
建設局長決裁

小型除雪機貸出制度実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、自主的に地域の除雪を行う者に小型除雪機の貸出を行うことにより、市民参加による雪対策の推進を図ることを目的とする。

(貸出の対象)

第 2 条 小型除雪機の貸出を受けることができる者は、町内会、又は除雪ボランティアを行う団体（以下、「町内会等」という。）とする。

2 除雪ボランティアを行うために新たに任意団体を設置する場合は、団体の規約及び名簿を定めるほか、作業予定箇所沿線の半数以上の地権者から同意書を得ること。

(期間)

第 3 条 貸出実施期間は、12 月上旬から 3 月中旬までとする。

(貸出台数)

第 4 条 小型除雪機の貸出台数は、各団体に原則 1 台とする。

(使用目的)

第 5 条 小型除雪機の使用目的は、雪山で狭くなった生活道路の除雪や、高齢者や障がい者宅周りの除雪等の、市道で行う地域の除雪活動を基本とする。

(周知)

第 6 条 周知は、広報さっぽろ及び雪対策室ホームページ等により行うものとする。

(申込)

第 7 条 貸出を希望する町内会等は、募集の期間内に、札幌市建設局雪対策室に対し、小型除雪機貸出制度申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(決定)

第 8 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込書の内容を審査し、適正と認めるときは、小型除雪機貸出承認（不承認）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 申込が多数あり、小型除雪機を借り受ける町内会等（以下、「借受者」という。）を選ぶ必要が生じた場合には、抽選等により借受者を決定する。

3 市長は、小型除雪機の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による小型除雪機を貸し出す旨の決定（以下、「貸出決定」という。）に条件を付することができる。

(貸出及び返却)

第 9 条 小型除雪機の貸出及び返却は、借受者自らが、札幌市建設局雪対策室又は区土木部（以下、「雪対策室等」という。）もしくは市が指定する者と場所及び日時の調整を行い、貸出を受け、又は返却するものとする。

2 借受者は、小型除雪機を返却する際、貸出時の状態に回復するよう努め、燃料を補給した状態で返却するものとする。

(保険への加入)

第 10 条 借受者は、貸出日の前日までに小型除雪機の運転に従事する者（以下、「除雪従事者」という。）について市長が指定するボランティア保険に加入しなければならない。

ただし、「札幌市地域活動保険制度」の要件に該当する場合はこの限りではない。

2 借受者は、ボランティア保険加入後速やかに、雪対策室等に対し、ボランティア保険登録票の写しを提出するものとする。

(使用料等)

第 11 条 小型除雪機の使用料は無料とし、貸出に係るその他費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 小型除雪機の運搬、回収及び保守点検に要する費用は、市が負担する。

(2) 小型除雪機の使用及び返却に係る燃料代並びにその他の消耗品代は、借受者の負担とする。

(3) 除雪従事者に係るボランティア保険料は、借受者の負担とする。

(借受者の責務)

第 12 条 借受者は、小型除雪機を返却するまでの期間において、善良なる管理のもと、小型除雪機の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 宅地内に保管すること。

(2) 公園、河川、流雪溝への直接投入等の禁じられている除雪作業には使用しないこと。

(3) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 営利目的に使用しないこと。

(貸出の取消)

第 13 条 市長は、借受者が前条の規定に違反したときは、小型除雪機の貸出を取り消し、返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第 14 条 借受者は、除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するために、適正な管理を行うものとする。

2 借受者は、小型除雪機の亡失、損傷又は故障が自らの責に帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(使用中の事故等)

第 15 条 小型除雪機の使用により、借受者が被った損害、借受者が第三者に与えた損害、その他小型除雪機の使用中に発生した事故等については、借受者の責任とする。

2 前項の事故等については、原則借受者が加入する保険を適用する。ただし、借受者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

3 前項の事故等が発生した場合は、速やかにその内容を雪対策室等に報告しなければならない。

(安全管理)

第 16 条 借受者は、小型除雪機の使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 借受者は、安全管理の責任者として、作業責任者を選任する。

(2) 作業責任者は、小型除雪機の受け取りに立会い、基本操作及び安全管理についての説

明を受ける。

(3) 作業責任者は、その他の作業を行う者に、小型除雪機の基本操作及び安全管理についての説明を行う。

(4) 作業は2名以上で行い、操作を行う者以外の者は、作業中に周囲の安全確認を行う。
(実績報告等)

第17条 借受者は、雪対策室等に対し、作業の都度又は借受終了後に小型除雪機使用実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 借受者は、雪対策室等が実施する小型除雪機貸出制度に関するアンケート調査に協力するものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、建設局長が定める。

附則

1 この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成30年9月3日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和5年9月11日から施行する。